

令和5年度 公文書開示（3月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
6	R6. 3. 7	R6. 3. 19	・ 有料施設使用申請書 ・ 公園有料施設使用仮申込書 ・ 上野恩賜公園野外ステージ使用企画書 ・ 上野恩賜公園野外ステージ使用上の誓約書	4		1					1	1						(第7条第2号) 特定の個人を識別することができる情報であるため。 (第7条第3号) 公にすることにより、申請者である法人が保有する企画運営のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、電話番号は法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
7	R6. 3. 7	R6. 3. 19	・ 2024年3月24日に上野恩賜公園野外ステージ（水上音楽堂）で開催が予定されている祭事の主催事業者と東京都東部公園緑地事務所、上野恩賜公園管理所など東京都建設局の職員との使用申請前の事前協議および申請後の連絡調整の内容が記載された文書全て					1										当該文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
8	R6. 3. 7	R6. 3. 19	・ 都立公園における営利活動を目的とした有料施設使用申請に対する許可基準					1										当該文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
9	R6. 3. 15	R6. 3. 19	路面補修工事（5二-1・遮熱性舗装） 上記工事の設計変更に係る 工事設計概括書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書、特記仕様書、図面	※	1														建設局 第二建設事務所 補修課

令和5年度 公文書開示（3月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R6.3.4	R6.3.25	・見積整理表（城北中央公園調節池（一期）工事その2） ・特別調査の調査結果報告書（平成30年4月16日） ・城北中央公園調節池（一期）工事その2 数量計算書 ・工程表・工程算定根拠 ・登録単価一覧表 ・鋼材費算出表 ・仮設材損料日数根拠資料	※		1					1				1				（第7条第6号） ・今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 ・見積業者から提供があった事実について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 （第7条第6号） 建設局以外の局が制定した単価で、秘密の取り扱いをしているものであり、今後の類似工事の契約、発注事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第四建設事務所 工事第二課
11	R6.3.20	R6.3.28	令和4年12月12日付土地売買契約書	1		1					1		1		1				（第7条第2号） 公にすることにより、個人の財産に係る情報が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第7条第6号） 都が行う道路用地取得に係る契約事務等に関する情報であって、公にすることにより、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第4号） 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 南多摩東部建設事務所 用地課

令和5年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。